**事業所が虐待を見つけた場合の対応のお願い**

障害福祉サービス事業所向け資料

静岡市障害福祉企画課

令和7年３月

障害者虐待防止法は、障害者のケアで負担が大きい養護者支援を目的の一つとしているため、虐待を見つけた場合には支援に繋げる方法を考える必要があります。もし支援では対応が難しい場合等には分離の検討が必要となります。ここでは、その視点から、事業所の対応例をお伝えします。

**１　障害福祉サービス事業所（以下、事業所）で利用者に傷・痣を見つけた場合の対応**

現在、市に通報されているもので一番多いのが身体的虐待に関する通報です。多くは通所している事業所で傷痣を見つけていただいていますが、市に通報をいただく時点で、事業所から養護者に対し、傷痣を見つけたが家で何かありましたか、と普通に聞いていただいている事例が殆どありません。養護者に確認しないまま、初回のコアメンバー会議を開催したとすると、まずは基幹相談支援センターや市障害者支援課が養護者に事実確認し、警告することが主題となりますが、その時点で傷痣が消えていると、これまで養護者と関わりが無かった基幹相談支援センターや市障害者支援課も養護者への介入がしにくくなります。そのため、養護者との接触がしにくく、ケース終結までに時間がかかってしまう事例が多いです。

　　そこで、まずは傷痣を見つけた事業所から、虐待と言う言葉を使わずに、「（バイタルチェック時に）傷痣を見つけましたが何か家でありましたか」と普通に聞いて養護者の反応を見ていただけると助かります。それが難しい場合は、基幹相談支援センターや市障害者支援課が養護者に事実確認をさせていただくこととなります。その場合、通報者保護の観点から、通報者を匿名にすることは制度上可能なのですが、現実的には養護者から「なぜ、事業所から言ってくれなかったのか」と言われてしまう場合もあり、また、既に傷痣が消えている場合には「やっていない」と言われることも考えられますので、まずは養護者支援の観点も含めて、事業所による以下の対応のご協力をいただけたら助かります。

**【事業所から利用者に対する対応】**

1. 事業所で傷痣を確認した場合、まずは利用者に聞ける範囲で、具体的な状況の確認について

ご協力をお願いします。重度の障害がある場合、確認が難しいですが、個室等の落ち着いた環境で、暴力を振るわれた時の状況、暴力が始まった時期、頻度、兄弟にも障害がある場合は、兄弟も暴力を受けているのか等可能な範囲で確認してください。

1. 利用者の了解を得て、傷痣の写真（体の部位と傷の大きさ程度が判るもの。例：腕全体の写真

と比較物を置いた傷の部分の写真）を撮り、聞き取りの記録を残してください。記録は、利用者の言葉通りに残してください。可能であれば障害者支援課に連絡の上、写真をメール送信してください。

　　・葵障害者支援課　　[aoi-shogaishien@city.shizuoka.lg.jp](javascript:void(0))

　　・駿河障害者支援課　[srg-shogaishien@city.shizuoka.lg.jp](javascript:void(0))

　　・清水障害者支援課　[smz-shogaishien@city.shizuoka.lg.jp](javascript:void(0))

(３)**暴力の程度が重篤な場合（顔面や頭部に痕の残るような外傷、首絞め、刃物で脅す等）や、傷痣が繰り返し続く場合、利用者本人が怯えており、帰りたくない様子が見られる場合には、速やかに虐待通報してください。そこまでいかない場合は、以下の養護者に対する対応をお願いします。**

**【事業所から養護者に対する対応】**

1. 傷痣の程度が軽症な場合でも、できるだけ早く事業所から養護者に対し、利用者の傷痣につ

いて確認してください。日頃から関わりがある事業所から、傷痣に気づいているということを伝えることだけでも警告になる養護者もいます。

事業所では来所時にバイタルチェックが義務付けられています。養護者に何も言わずに自宅に返すと、逆に養護者の方から「事業所で傷痣を付けられて帰って来た」と言われてしまう場合もありますので、そのようなことが無いようにしてください。

養護者と話す際に、「利用者から聞いた」と言うと、利用者が責められるおそれがありますので、なるべくそれを伝えず、事業所でバイタルチェックの際に傷痣を確認したが、心配なので家で何があったのか教えて欲しい、と聞いていただければと思います。

1. 養護者が暴力を認めた場合には、仮にしつけのためでも、叩かない方が良いと伝えてくださ

い。養護者自身がしつけとして叩かれて育った、ということで暴力を肯定しているかも知れませんが、叩いてしまうと、しつけの内容より叩かれたことばかりが記憶に残るため逆効果となることを穏やかに伝えてください。※なお、養護者ではなく同居人や養護者以外の兄弟が叩いていた場合は身体的虐待ではなく、養護者が守ることができない=養護者によるネグレクトとなります。

1. 養護者が暴力を認めなかった場合には、養護者が気づかない中、安全管理ができずに利用者

に傷痣ができることが心配だと穏やかに伝えてください。

(４)　養護者と話をするときは、受容、傾聴、共感が求められています。まずは養護者が困っている状況や現状（利用者の問題行動、家族構成、生活・経済状況、養護者や利用者の心身の状況等）を労いながら丁寧に聞き、なぜ傷痣ができてしまうのか、他に良い方法はないのか、といった話をし、家族で安心して生活するために委託相談支援事業所や障害者支援課等の専門機関への相談が有効なことを伝えてください。具体的には、次のことをお願いします。

1. 養護者の現状、困り感、虐待の状況を確認してください。
2. 大変な状況の中、頑張ってケアしていることを労ってください。
3. 今の時代、しつけだとしても叩いてしまうのは良くないと伝えてください。
4. それだけケアに困っているなら叩かずに済む方法について委託相談支援事業所や障害者支援課等の専門機関に相談してみましょう、と助言してください。
5. 事業所からも委託相談支援事業所や障害者支援課等の専門機関に連絡を入れておきます、と繋いでください。

事業所から連絡を入れておく、と養護者に一言言ってもらえると、その後、仮に養護者から委託相談支援事業所や障害者支援課に連絡が無くても、養護者に対して、事業所から相談があったと伝えられることで、電話連絡や訪問等の対応がしやすくなります。事業所の職員が委託相談支援事業所や障害者支援課に一緒に来ていただく方法もあります。

**２　事業所で性的虐待が疑われた場合の対応**

性的虐待の場合は、利用者が性的な嫌な行為を受けているようだと把握した段階で、障害者 支援課と対応を協議してください。性交を伴う等、重篤な場合は早急に分離が必要となりますので、事業所から帰宅させずに虐待通報してください。

（注意点）

・被害内容について、あれこれ聞いたり、繰り返し聞いたりしないでください。

・否定的、懐疑的な態度をしないでください。

・感情的にならず、話をしてくれたことを労ってください。

・ここだけの秘密にするという約束をせず、大事なことだから、事業所の管理者や、障害者支援課に相談する等と伝えてください。

**３　虐待対応の流れについて**

　　虐待の通報は、静岡市虐待防止センターの窓口のいずれかに連絡をお願いします。

　　障害者支援課では、虐待通報後、（必要に応じて基幹相談支援センター等と事実確認を行い）基幹相談支援センター、委託相談事業所等でコアメンバー会議を実施し、その中で虐待判定、対応方針を決定します。

・原則として通報から48時間以内に安全確認を行います。通報者等の関係機関が目視できていて生命の危険がなく、分離不要であれば安全確認済みと障害者支援課長が判断を行います。  
・関係機関が目視できておらず安否が分からない場合は通報から48時間以内に基幹相談支援センターや障害者支援課が安否確認を行い、安全確認済みと障害者支援課長が判断しますが、生命の安全が保証できないなら分離対応を検討します。  
・基本は上記を確認してからコアメンバー会議を開催します。

終結についてもコアメンバー会議で決めますが、最終判断は障害者支援課長となり、当初の主訴が解消されていれば（関係機関等に見守り等を依頼し）終結します。支援としては継続しても、心配だからという理由だけで虐待継続はできません。（行政が虐待認定しなくても支援は別に行うことはできます）再度虐待に関する内容が出てきた場合には通報をお願いします。なお、コアメンバー会議には障害サービス事業所は出席できないことになっていますのでご了承ください。それとは別に、関係者で行うケース会議においては、事業所に参加をお願いする場合がありますので、その際には出席をよろしくお願いします。

※基幹相談支援センターの仕様書には「虐待対応・支援」、委託相談支援事業所の仕様書には「虐待予防・終結後の支援」が含まれており、それに応じた虐待対応を行うこととなっています。

**【事業所から障害者支援課に連絡される際の注意点】**

事業所から障害者支援課へ連絡される場合、このレジュメのような経過で繋いでいただくと非常に対応がしやすいのですが、以下のような事例は対応が困難になるので、そうならないよう、ご協力をお願いします。

　　・障害者支援課の対応を希望せず、傷・痣があった事実を「情報提供」「相談」とだけ報告される場合

　　※障害者支援課は事業所から「情報提供」「相談」と言われても、虐待と判断される内容については事業所からの「通報」として受理し、対応が必要となる可能性があります。

　　・これまで、事業所から養護者にアクションを行わず、過去の件で報告される場合

　　※現時点で傷痣が無いとなると、身体的虐待の継続の判断ができません。

　　・利用者に「秘密にしておいて」と言われ、約束してしまった場合

　　・重篤な怪我や性的虐待の疑いが認められるのに、夕方になってからの連絡や、既に事業所から帰してしまってからの連絡

※朝の時点で傷痣等が確認できた際には、なるべく午前中にご連絡ください。夕方に利用者を　引きとめて置くと、養護者から、帰宅が遅いと言われる等のトラブルになりやすいのでご注意ください。

**４　事業所でネグレクトが疑われた場合の対応について**

衣食住、医療や衛生面が不充分な利用者がいる場合、事業所の負担や不安は大きいと思われます。長期にわたって放置をされるとか、極端な体重減少などの**生命の危険が迫っている**場合には分離を要するため、早急な障害者支援課の対応が必要となりますが、そこまでの案件でない場合は支援が必要な案件ということになります。

**（１）支援が必要なネグレクト等～住宅内が汚く、衣類等も不衛生な場合等～**

　　　養護者や利用者の知的能力や育ちの問題等から整理整頓や清潔整容が困難な場合があります。福祉事務所や社会福祉協議会に相談することで対応ができる場合もあります。しかし、養護者等からの希望がないとサービスの提供に進みません。身近な事業所からも働き掛けることによって福祉サービスに結びつく場合もあります。

ネグレクトに貧困問題が重なる場合は福祉事務所(区役所)等との連携が必要になります。

世帯に児童がいる場合、連携のための仕組みとしては関係機関での見守り、情報共有を目的とした、要保護児童対策地域協議会（以下要対協）があります。要対協に関しては、各区子育て支援課が事務局となっていますので詳しいことはお問い合わせください。

**（２）ケース会議について**

緊急性はないものの、ネグレクトと思われる要素が多く、不審な点も多い場合は、関係機関によるケース会議を行うことが有効です。ケース会議を行うことにより関係機関同士の情報共有を図ることができ、今後の支援方法や各機関の役割分担も明確化されます。ケース会議の主催は中心的に関わっており一番困っている機関が開催することとされています。事業所が必要性を感じた時には、各機関の都合もありますので早目に開催を呼びかけてください。

なお、世帯に児童がいる場合には、児童生徒支援課、区役所の子育て支援課こども家庭センター、児童相談所等にもご相談ください。

**（３）医療ネグレクトについて**

　　手術や治療に家族が同意しない場合は、児童であれば医療ネグレクト、ということで施設長や児童相談所長が家庭裁判所に親権停止等の措置を申し立てる方法がありますが、成人の場合には手術や治療について、本来、家族の同意が不要なため、成人の医療ネグレクトの定義はありません。ただし、医師が行った手術や治療に対して、後から家族に訴えられるリスクはあるので、医師個人が負担を抱えないためにも病院が行う倫理委員会等で方針を決めることが必要と考えられています。

**５　経済的虐待について**

養護者が本人の年金を管理して渡してくれない、という場合があります。その場合、利用者に管理能力が無く、携帯電話や、ゲームの課金に使ってしまうため養護者が管理せざるを得ない場合もありますが、養護者が本人の食費や生活費以外の目的で使ってしまう場合には経済的虐待に該当する可能性があります。養護者に相談しても難しい場合には、利用者による通帳、印鑑の変更手続きや、社会福祉協議会の権利擁護事業や成年後見人制度を利用できる可能性もありますので、ご相談ください。

　　なお、生活保護世帯の場合には、本人の年金収入も世帯の生活費に充当することになっていますので、養護者が本人の年金を通常の生活費に使っている場合には経済的虐待にはあたらないこととなります。

**６　短期入所等の保護について**

短期入所等の保護については原則的に利用者が理解、了承することが必要です。これによらず短期入所や保護を行うのは生命に関わるような深刻なものや養護者や利用者からSOSが出されたものが中心です。